

令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務

(2) 事業の目的

県民を対象に、野生鳥獣のシカ・イノシシ等による農林業被害の現状や狩猟の社会的役割と魅力を伝えるフェスタ及びわな猟体験ツアーを行い、狩猟者の増加と担い手の育成につなげる。

(3) 事業内容

別途定める「令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日

2 見積限度額

6,960,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになる。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 高知県内に本店を有する者であること。

6 説明会

募集に先立ち、説明会を開催する。参加は任意とする。

日時：令和8年4月24日（金）午前10時30分から

場所：職員能力開発センター 高知市丸ノ内2丁目1番19号

説明会の参加の申込は、令和8年4月23日（木）午後5時（必着）までに（別紙様式1）によりFAX又は電子メールで受け付ける。

なお、会場の都合により1者あたり2名までの参加とする。

7 質疑と回答

質疑は令和8年4月28日（火）午後5時（必着）までに（別紙様式2）により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑の内容と回答は令和8年5月8日（金）までにホームページに掲載する。

提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 総合企画部 中山間地域対策課鳥獣対策室

TEL 088-823-9042

FAX 088-823-9258

E-mail 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式3）に資格要件等の確認書類を添えて申込を受け付ける。

(1) 参加申込書（必須書類）

申込にあたって必要な書類を次表に示す。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	参加申込の提出書類の名称	規格	提出部数
様式3	参加申込書	A4縦	1部
様式3-1	資格要件確認書	A4縦	1部
様式3-2	法人概要書	A4縦	1部

様式番号	参加申込の提出書類の名称	規格	提出部数
様式3-3	業務実績証明書（該当業務がある場合のみ）	A4縦	1部

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 総合企画部 中山間地域対策課鳥獣対策室

T E L 088-823-9042

F A X 088-823-9258

(2) 資格要件の確認

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認後、その結果を令和8年5月14日（木）までに申込者へ電子メールで通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務企画提案書作成要領」のとおり。

(1) 提出書類

企画提案書等（部数は、正1部、副10部）

(2) 提出期限

令和8年5月19日（火）午後5時（必着）

（持参又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。））

10 審査

別途定める「令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年6月5日（金）までに、全ての参加者に電子メールで通知する（原本は後日郵送する。）。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和8年4月13日（月）	募集開始
令和8年4月24日（金）午前10時30分	説明会
令和8年4月28日（火）午後5時	質疑書提出期限
令和8年5月11日（月）午後5時	参加申込及び資格確認書類提出期限
令和8年5月19日（火）午後5時	企画提案書の提出期限
令和8年5月26日（火）	審査委員会予定日
令和8年6月5日（金）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を（別紙様式4）により提出すること。

開示・非開示の判断は別紙様式4に基づき行うものではなく、別紙様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

14 問合せ先

高知県 総合企画部 中山間地域対策課鳥獣対策室

担当者 山本、北村

T E L 088-823-9042

F A X 088-823-9258

E-mail 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。